

# バイオマス利活用推進連絡会議設置要領

## 第1 目的

「北海道バイオマス活用推進計画（平成25年12月24日策定）の趣旨を踏まえ、道内に豊富に賦存するバイオマスの利活用を総合的に推進するため、庁内関係部課等で構成するバイオマス利活用推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

## 第2 所掌事項

連絡会議は、次の事項について検討及び調整等を行う。

- 1 バイオマス利活用の総合的な推進に関する事項
- 2 その他バイオマス利活用の円滑な推進に関する事項

## 第3 構成

連絡会議は別表1に掲げる職にある者を構成員とし、環境生活部環境局気候変動対策課長が主宰する。

## 第4 部会

連絡会議は、専門的事項について検討及び調整等を行うため、必要に応じ部会を設置することが出来ることとし、所掌事項、構成員等については連絡会議で決定する。

## 第5 運営

- 1 連絡会議及び部会は、主宰者が招集し、開催する。
- 2 主宰者は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

## 第6 庶務

連絡会議の事務局は、環境生活部環境局気候変動対策課に置く。

## 第7 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 未利用資源リサイクル推進連絡会議（平成13年9月14日施行）については、廃止する。

## 附 則

- この要領は、平成16年12月27日から施行する。  
この要領は、平成17年 6月30日から施行する。  
この要領は、平成18年11月15日から施行する。  
この要領は、平成21年 2月 9日から施行する。  
この要領は、平成24年12月 5日から施行する。  
この要領は、平成25年 5月16日から施行する。  
この要領は、平成26年 4月24日から施行する。  
この要領は、平成27年 6月 5日から施行する。  
この要領は、平成28年 4月20日から施行する。  
この要領は、平成29年 4月21日から施行する。  
この要領は、平成30年 5月31日から施行する。  
この要領は、令和 2年 7月31日から施行する。

## 別表 1

## バイオマス利活用推進連絡会議構成員

所 属		職 名 等	備 考
総合政策部	政策局	主幹（政策企画）	
総務部	法人局独立行政法人課	主幹（道総研）	
総合政策部	地域創生局地域戦略課	課長補佐（地域戦略）	
経済部	食関連産業室	主幹（輸出振興）	
〃	産業振興局産業振興課	課長補佐（産業企画）	
〃	環境・エネルギー局環境・エネルギー課	課長補佐（新エネルギー）	
農政部	生産振興局農産振興課	課長補佐（畑作）	
〃	〃 畜産振興課	課長補佐（環境飼料）	
〃	〃 技術普及課	課長補佐（農業環境）	
〃	農業経営局農業経営課	課長補佐（農業支援）	
〃	農村振興局農村計画課	課長補佐（農村計画）	
〃	〃 農村整備課	主幹（中山間整備）	
水産林務部	総務課	課長補佐（政策調整）	
〃	水産局水産振興課	課長補佐（環境保全）	
〃	林務局林業木材課	課長補佐（木質バイオマス）	
建設部	建設政策局建設政策課	課長補佐（政策調整）	
〃	まちづくり局都市計画課	課長補佐（都市政策）	
〃	〃 都市環境課	課長補佐（下水道計画）	
企業局	発電課	課長補佐	
環境生活部	環境局循環型社会推進課	課長補佐（一般廃棄物）	
〃	〃 気候変動対策課	気候変動対策課長	主 宰
〃	〃 〃	課長補佐（地域資源活用）	事務局